

令和 6 年度 高齢者新型コロナワクチン予防接種（定期接種）のお知らせ

【実施期間：令和 6 年 10 月 1 日（火）～ 令和 7 年 3 月 31 日（月）】

個別のご案内は
お送りいたしません

10月1日（火）から、高齢者等を対象とした新型コロナワクチンの予防接種を実施します。

新型コロナワクチン接種は予防接種法上、『特例臨時接種』から高齢者インフルエンザ予防接種と同様の『定期接種（B 類疾病）』として位置づけられました。
この「お知らせ」をお読みいただき、接種を希望する場合は、下記の実施場所でお受けください。

実施期間

令和 6 年 10 月 1 日（火）から 令和 7 年 3 月 31 日（月）

対 象 者

接種日時時点で西東京市に住民登録がある方で、下記のいずれかに該当する方

- ① 接種当日に **65 歳以上の方**
- ② 接種当日に **60 歳以上 65 歳未満**であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に身体障害者手帳 1 級程度の障害がある方

接種回数

公費補助による接種は、実施期間中 **1 人 1 回限り**です。

接種費用

2,500 円

※生活保護受給世帯及び中国残留邦人等支援給付世帯の方が生活福祉課で発行される受給証明書等を **医療機関の窓口**に提出した場合は無料です。

※市報 9 月 1 日号では 3,500 円としていましたが、東京都の補助により 令和 6 年度は 2,500 円となります。

実施場所

◆中面の西東京市 実施医療機関（予診票は医療機関にあります。）

◆練馬区、武蔵野市、三鷹市、小平市、清瀬市、東久留米市の医師会加入実施医療機関

予診票が医療機関にない場合がありますので、事前に予診票の有無を医療機関に直接お問合せください。
（三鷹市指定の実施医療機関には予診票はありません。）

予診票が医療機関になかった場合は、右記の『予診票配布場所』で予診票を受け取り、接種当日、医療機関に持参してください。

※入院、入所及び疾病によるやむを得ない事情がある方は、上記医療機関以外でも接種を受けることができます場合があります。事前に市ホームページで確認又は健康課までお問合せください。

配
予
布
診
場
票
所

- ・保谷保健福祉総合センター 4 階 健康課
- ・田無庁舎 2 階 保険年金課 国保給付係
- ・ひばりヶ丘駅前出張所
- ・柳橋出張所

※予診票受け取りの際は、保険証等、住所・生年月日を確認できるものをお持ちください。
また、60～64 歳の方は、障害者手帳などの状態が確認できるものをお持ちください。

持 ち 物

- ① 健康保険証、運転免許証等の住所、氏名、生年月日を確認できる書類（生活保護受給世帯及び中国残留邦人等支援給付世帯の方は、受給証明書等）
- ② 接種費用
- ③ お薬手帳（処方されている薬がある方）
- ④ 上記『対象者②』の方は、障害者手帳などの状態が確認できるもの

接種券は
使用いたしません

接種までの流れ

- ① 『実施場所』の接種を希望する医療機関へ接種の予約をします。（予約不要の場合もあります。）
- ② 接種当日、『持ち物』を持って医療機関に行きます。
- ③ この「お知らせ」をよく読み、ワクチンの有効性や副反応等を十分に理解したうえで予診票を記入し、接種を受けます。
- ④ 接種後、医療機関の窓口で予防接種済証を受け取り、接種費用を支払います。（費用無料の方は接種費用のお支払いはありません。）

予 防 接 種 を 受 け る 前 に ～必ずお読みください～

新型コロナワクチンの接種は強制ではありません。また、接種を受ける法律上の義務也没有ありません。
ご本人が接種を希望する場合に接種を行いますので、有効性や副反応を十分に理解した上で接種を受けてください。

新型コロナワクチン予防接種の有効性

新型コロナワクチンについては、有効性及び安全性が確認された上で薬事承認されており、さらに、国内外で実施された研究などにより、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の入院や死亡等の重症化等を予防する重症化予防効果が認められたと報告されています。

新型コロナワクチン予防接種の副反応

新型コロナワクチンの主な副反応として、接種後に注射した部分の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱等がみられることがあります。こうした症状の大部分は、接種後数日以内に回復しています。また、まれな頻度でアナフィラキシーが発生したことが報告されています。

予防接種を受けることができない方

- ① 明らかに発熱のある方。通常、体温が 37.5 度以上の場合をいいます。
- ② 重篤な急性疾患にかかっている方
- ③ 新型コロナワクチンに含まれている成分によって、アナフィラキシー（接種後 30 分以内に起こるひどいアレルギー反応及び激しい全身反応）を起こしたことがある方
- ④ その他、医師が不適当な状態と判断した方

医師とよく相談しなくてはならない方

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患がある方
- ② 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- ③ 過去にけいれんの既往がある方
- ④ 過去に免疫不全の診断がされている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ⑤ 新型コロナワクチンに含まれている成分に対してアレルギーを呈するおそれのある方
- ⑥ パイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある方

予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ① 予防接種を受けた後の 30 分間は、急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡がとれるようにしておきましょう。
- ② 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすことはやめましょう。
- ③ 接種当日は、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

予防接種健康被害救済制度について

予防接種では、極めて稀に健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。法に基づく予防接種により、万が一、健康被害が発生し、その健康被害が「接種を受けた事によるものである」と厚生労働大臣が認定した場合には、医療費等の給付を行うなどの救済制度が設けられています。申請に必要となる手続きなどについては、健康課までお問合せください。

〈 問 合 せ 先 〉 西東京市 健康福祉部 健康課 事業調整係（保谷庁舎） ☎042－438－4021